

給水装置工事助成金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、お客さまの財産である給水装置の工事に助成することにより、既設給水装置の改善を促進し、もって有収率の向上、業務の能率化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「お客さま」とは、神戸市水道局から給水を受けるための給水装置を所有する者（官公庁を除く。）をいう。

(助成金の種類及び対象)

第3条 給水装置工事助成金（以下「助成金」という。）の種類及びその対象となる工事は、次の各号に定めるところによる。

(1) 老朽給水管改良工事助成金

老朽した給水装置のうち赤水、出水不良及び補修が困難な給水装置の解消をはかる工事並びに神戸市水道条例施行規程第19条（修繕工事を無料とする範囲）以外の鉛管給水管改良工事。

(2) メーター整理工事助成金

水道メーターの検針若しくは取替が不能又は困難なものの解消をはかる工事。

(3) 副止水栓設置工事助成金

既設メーター装置に副止水栓を新設する工事。

(助成金額)

第4条 前条に規定する助成金は、それぞれ1回限り1戸20,000円とする。ただし、工事費が20,000円未満の場合は、その工事費の額とする。

(助成金交付申請書)

第5条 助成金の交付を申請するお客さま（以下「申請者」という。）は、工事の実施前に様式第1号による給水装置工事助成金交付申請書兼決定書（以下「様式1」という。）を所轄センターに提出する。なお、申請者が複数人いる場合は、代表者を選定し、様式1に加え、様式第2号による助成金交付申請代表者選定届及び委任状を所轄センターに提出する。

(標準処理期間)

第6条 助成金の交付は、工事完成検査合格日から30日以内とする。

(支払又は精算方法)

第7条 助成金の支払又は精算は、次の各号に掲げる区分に応じ、該当する各号に定めるところで行う。

(1) 神戸市指定給水装置工事事業者が工事を行う場合

工事完成検査合格後、様式1において申請者が指定する銀行口座への振込みとする。

(2) 水道局が工事を行う場合

概算工事費から助成金相当額を差し引いた金額を、前受け金として申請者から支払いを受け、工事費の確定後、工事費の精算を行う。

(助成金の重複支給)

第8条 同時に異なる助成金の申請があった場合、次の各号に掲げる組合せについては、重複して支給することができる。

(1) 老朽給水管改良工事助成金及びメーター整理工事助成金

(2) 老朽給水管改良工事助成金及び副止水栓設置工事助成金

附則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。